東京大学大学院学則

昭和２８年３月１７日
評議会可決
沿革

第１章　総則

（研究科及び研究科以外の教育研究上の基本組織）

第１条　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１００条の規定及び東京大学基本組織規則に基づき、大学院に設置される研究科並びに研究科以外の教育研究上の基本組織は、次のとおりである。

(1)　研究科

人文社会系研究科　教育学研究科　法学政治学研究科　経済学研究科　総合文化研究科　理学系研究科　工学系研究科　農学生命科学研究科　医学系研究科　薬学系研究科　数理科学研究科　新領域創成科学研究科　情報理工学系研究科

(2)　研究科以外の教育研究上の基本組織

（イ）　研究部　情報学環　公共政策学研究部

（ロ）　教育部　学際情報学府　公共政策学教育部

２　研究科又は教育部（以下「研究科等」という。）の収容定員は、別表に掲げるとおりとする。

（教育研究上の目的）

第１条の２　研究科等は、研究科等及び専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科規則又は教育部規則（以下「規則」という。）に定めるものとする。

（課程及び標準修業年限）

第２条　大学院に、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法第９９条第２項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）を置く。

２　博士課程（獣医学、医学又は薬学を履修する博士課程を除く。）は、前期２年の課程及び後期３年の課程に区分し、前期２年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

３　前項の前期２年の課程は、修士課程といい、後期３年の課程は、博士後期課程という。

４　第２項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、博士後期課程のみの博士課程を置くことができる。

５　修士課程の標準修業年限は２年とし、博士後期課程の標準修業年限は３年とする。

６　獣医学、医学又は薬学を履修する博士課程の標準修業年限は、４年とする。

７　研究科等は、その定めるところにより、第１項の課程の学生が、職業を有している等の事情により、それぞれの課程の標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

（課程の目的）

第３条　修士課程は、広い視野に立って精深な学識を養い、専攻分野における研究及び応用の能力を培うことを目的とする。ただし、規則の定めるところにより、高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを併せて目的とすることができる。

２　博士後期課程及び獣医学、医学又は薬学を履修する博士課程は、専攻分野について自立して独創的研究を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。ただし、規則の定めるところにより、高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを併せて目的とすることができる。

（専攻）

第４条　研究科等に置かれる専攻は次のとおりである。

人文社会系研究科

基礎文化研究　日本文化研究　アジア文化研究

欧米系文化研究　社会文化研究　文化資源学研究

韓国朝鮮文化研究

教育学研究科

総合教育科学　学校教育高度化

法学政治学研究科

総合法政　法曹養成

経済学研究科

経済　マネジメント

総合文化研究科

言語情報科学　超域文化科学　地域文化研究

国際社会科学　広域科学

理学系研究科

物理学　天文学　地球惑星科学

化学　生物科学

工学系研究科

社会基盤学　建築学　都市工学

機械工学　精密工学　システム創成学

航空宇宙工学　電気系工学　物理工学

マテリアル工学　応用化学　化学システム工学

化学生命工学　先端学際工学　原子力国際

バイオエンジニアリング　技術経営戦略学　原子力

農学生命科学研究科

生産・環境生物学　応用生命化学　応用生命工学

森林科学　水圏生物科学　農業・資源経済学
生物・環境工学　生物材料科学　農学国際
生圏システム学　応用動物科学　獣医学

医学系研究科
分子細胞生物学　機能生物学　病因・病理学
生体物理医学　脳神経医学　社会医学
内科学　生殖・発達・加齢医学　外科学
健康科学・看護学　国際保健学　医科学
公共健康医学

薬学系研究科
薬科学　薬学

数理科学研究科
数理科学

新領域創成科学研究科
物質系　先端エネルギー工学　複雑理工学
先端生命科学　メディカル情報生命　自然環境学
海洋技術環境学　環境システム学　人間環境学
社会文化環境学　国際協力学

情報理工学系研究科
コンピュータ科学　数理情報学　システム情報学
電子情報学　知能機械情報学　創造情報学

学際情報学府
学際情報学

公共政策学教育部
国際公共政策学　公共政策学

第２章　課程の修了要件等

（修士課程の修了要件等）

第５条　修士課程を修了するためには、第２条第５項に定める年数以上在学し、所要科目を履修して３０単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、修士の学位論文審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、規則の定めるところにより、特例として１年以上在学すれば足りるものとすることができる。

２　前項の場合において、当該修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、規則の定めるところにより、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士の学位論文審査に代えることができる。

（博士後期課程の修了要件等）

第６条　博士後期課程を修了するためには、第２条第５項に定める年数（専門職大学院設置基準（平成１５年文部科学省令第１６号）第１８条第１項の法科大学院の課程を修了した者にあっては、２年）以上在学し、各研究科等の定めた所要科目、単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、博士の学位論文審査及び最終試験に合格しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、規則の定めるところにより、特例として次の各号に掲げる年数以上在学すれば足りるものとすることができる。

(1)　修士課程又は専門職学位課程に２年以上在学し当該課程を修了した者　１年

(2)　修士課程又は専門職学位課程に１年以上２年未満在学し当該課程を修了した者　修士課程又は専門職学位課程における在学期間を含めて３年

３　第１６条第２項第７号及び第８号の規定により入学した者の修了要件は、第１項の定めるところによる。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、規則の定めるところにより、特例として１年以上在学すれば足りるものとすることができる。

（獣医学、医学又は薬学を履修する博士課程の修了要件）

第７条　獣医学、医学又は薬学を履修する博士課程を修了するためには、第２条第６項に定める年数以上在学し、各研究科の定めた所要科目、単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、博士の学位論文審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、研究科規則の定めるところにより、特例として３年以上在学すれば足りるものとすることができる。

第８条　博士後期課程において、３年（獣医学、医学又は薬学を履修する博士課程においては４年）以上在学し、所要科目、単位を修得し、必要な研究指導を受けたのみで退学した者も、研究科等の教育会議（以下「教育会議」という。）の議を経て、研究科長又は教育部の部長の許可を得た場合は、その後において学位論文審査及び最終試験を受けることができる。

（在学期間の短縮）

第８条の２　研究科等は、第１０条の３第１項の規定により本学大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第１０２条第１項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本学大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により本学大学院の修士課程又は博士課程（博士後期課程を除く。）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、１年を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも１年以上在学するものとする。

第３章　教育課程等

（教育課程）

第９条　各専攻における所要科目、単位及び研究指導の内容並びにこれらの履修方法については、各研究科等の定めるところによる。

２　前項のほか、研究科等において教育上必要があると認める場合には、研究科等の定めるところにより、当該研究科等の他の専攻の一つを副専攻として履修させることができる。

３　第１項のほか、研究科等において教育上必要があると認める場合には、協議のうえ、各研究科等の定めるところにより、他の研究科等の専攻の一つを副専攻として履修させることができる。

第９条の２　前条のほか、別に定めるところにより、博士課程教育リーディングプログラム又は国際卓越大学院教育プログラムを履修させることができる。

第９条の３　第９条第１項に定める所要科目のほか、大学院に複数の研究科等の学生を対象とした共通の授業科目（以下「共通授業科目」という。）を置く。

２　共通授業科目は、研究科等の定めるところにより、修士課程、博士後期課程、獣医学、医学若しくは薬学を履修する博士課程又は専門職学位課程の単位とすることができる。

３　前項に定めるもののほか、共通授業科目については、別に定める。

（授業の方法）

第９条の４　授業の方法については、学部通則第１５条の２の規定を準用する。

（単位数の計算）

第９条の５　第９条の規定により、各研究科等において各授業科目の単位数を定めるに当たっては、第９条の４に規定する授業の方法に応じ、おおむね１５時間から４５時間までの範囲で各研究科等が定める時間の授業をもって１単位として単位数を計算するものとする。

（特別聴講）

第１０条　学生が、国内の他の大学の大学院及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和５１年法律第７２号）第１条第２項に規定する１９７２年１２月１１日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の教育課程において、専攻分野に関する科目を履修しようとするときは、当該大学と本学との協定に基づき、聴講させることができる。

２　前項の規定により修得した科目及び単位数については、１５単位を超えない範囲で、これを本学大学院における相当する科目及び単位数を修得したものとみなすことができる。ただし、修士課程及び博士後期課程を通じて１５単位を超えないものとする。

３　第１項に定める特別聴講の許可及び前項に定める単位認定等の申請手続については、当該大学と本学との協定に定めるもののほか、各研究科等の定めるところによる。

（外国の大学の大学院が行う通信教育において取得した単位の取扱い）

第１０条の２　外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国で履修し取

得した単位の取扱いについては、学部通則第１６条の２第１項及び第３項の規定を準用する。

２　前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第２項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて１５単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第１０条の３　研究科等は、教育上有益と認めるときは、その定めるところにより、学生が本学大学院に入学する前に本学又は他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和４９年文部省令第２８号）第１５条で準用する大学設置基準（昭和３１年文部省令第２８号）第３１条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転入学等の場合を除き、１５単位を超えないものとし、また、第１０条第２項及び前条第１項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて２０単位を超えないものとする。

３　前項に定める単位認定等の申請手続については、各研究科等の定めるところによる。

（指導教員）

第１１条　学生は、その属する専攻の教員を指導教員としなければならない。ただし、その指導教員の許可を得て、同一研究科若しくは同一教育部の他の教員又は他の研究科若しくは教育部の教員の指導を受けることができる。

（他の大学の大学院又は研究所等における研究指導）

第１２条　学生が、国内の他の大学の大学院又は研究所等において課程修了に必要な研究指導の一部を受けることが教育上有益であると研究科等において認めるときは、研究科等はその定めるところにより、当該大学院若しくはその研究科等又は当該研究所等との協議に基づき、当該学生が当該研究指導を受けることを認めることができる。

２　前項の規定により研究指導を受けることのできる期間は、次のとおりとする。ただし、教育上有益であると研究科等において認めるときは、修士課程を除き、更に１年以内に限り延長を認めることができる。

(1)　修士課程　１年以内

(2)　博士後期課程　１年以内

(3)　獣医学、医学又は薬学を履修する博士課程　１年以内

３　前２項の規定は、学生が外国の大学の大学院又は研究所等及び国際連合大学の教育課程において研究指導を受けようとする場合に準用する。

（教育方法の特例）

第１３条　研究科等において教育上特別の必要があると認める場合には、研究科等の定め

るところにより、通例と異なる特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第４章　課程修了の認定及び成績評価

（課程修了の認定及び成績評価）

第１４条　課程修了の認定は、教育会議の議を経て、研究科長又は教育部の部長が行う。

２　修士の学位論文審査及び最終試験の成績の評価は、教育会議が行う。

３　博士の学位論文審査及び最終試験の成績の評価は、東京大学学位規則第７条に定める審査委員会の審査に基づいて、教育会議が行う。

４　試験成績及び学位論文審査の評点及び順位は、次のとおりとする。ただし、専門職学位課程の科目試験の試験成績については、研究科等の定めるところによる。

(1)　科目試験

（イ）　優　合格

（ロ）　良　合格

（ハ）　可　合格

（ニ）　不可　不合格

(2)　論文審査

イ　修士課程

（イ）　優　合格

（ロ）　良　合格

（ハ）　可　合格

（ニ）　不可　不合格

ロ　博士後期課程及び獣医学、医学又は薬学を履修する博士課程

（イ）　合格

（ロ）　不合格

(3)　最終試験

（イ）　合格

（ロ）　不合格

５　第５条第２項に定める特定の課題についての研究の成果の審査及び成績の評価については、第２項及び前項の規定を準用する。

６　第１０条第１項、第２８条又は第２８条の２の規定により、国内の他の大学の大学院、外国の大学の大学院又は国際連合大学の教育課程において修得した科目及び単位の成績評価は、合格又は不合格とする。ただし、評点を付することを妨げない。

第５章　学位の授与

（学位の授与）

第１５条　修士課程を修了した者には修士の学位を、博士後期課程及び獣医学、医学又は薬学を履修する博士課程を修了した者には博士の学位を授与する。

２　学位には、専攻分野の名称を付記するものとする。
３　前項の専攻分野の名称は、別に定める。

第６章　入学、在学、留学、休学、復学及び退学

（入学資格）

第１６条　修士課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。

(1)　大学を卒業した者
(2)　外国において、学校教育における１６年の課程を修了した者
(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における１６年の課程を修了した者
(4)　我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における１６年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
(5)　外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が３年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
(6)　専修学校の専門課程（修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
(7)　昭和２８年文部省告示第５号をもって文部科学大臣の指定した者
(8)　規則の定めるところにより、大学に３年以上在学している者で、専攻分野に応じて大学において修得することが必要なものとして当該研究科等が指定する科目、単位を、優秀な成績で修得したものと当該研究科等において認めた者（当該単位の修得の状況及びこれに準ずるものとして文部科学大臣が定めるものに基づき、これと同等以上の能力及び資質を有するものと認めるものを含む。）
(9)　研究科等の定めるところにより、外国において学校教育における１５年の課程を修了し、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における１５年の課程を修了し、所定の単位を優秀な成績で修得したものと当該研究科等において認めた者
(10)　研究科等の定めるところにより、我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における１５年の課程を修了したとされるものに限る。）を有

するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、所定の単位を優秀な成績で修得したものと当該研究科等において認めた者

(11)　学校教育法第１０４条第７項の規定により学士の学位を授与された者

(12)　研究科等の定めるところにより、個別の入学資格審査をもって、大学を卒業した者と同等以上の学力があると当該研究科等において認めた者で、２２歳に達したもの

2　博士後期課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。

(1)　修士の学位又は専門職学位を有する者

(2)　外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4)　我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5)　国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6)　研究科等の定めるところにより、外国の学校、第４号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和４９年文部省令第２８号）第１６条の２に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると当該研究科等において認めた者

(7)　規則の定めるところにより、大学を卒業し、日本国内又は外国の大学若しくは研究所等において２年以上研究に従事した者で、当該研究の成果等により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると当該研究科等において認めた者

(8)　規則の定めるところにより、外国において学校教育における１６年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における１６年の課程を修了した後、日本国内又は外国の大学若しくは研究所等において２年以上研究に従事した者で、当該研究の成果等により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると当該研究科等において認めた者

(9)　研究科等の定めるところにより、個別の入学資格審査をもって、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると当該研究科等において認めた者で、２４歳に達したもの

3　獣医学、医学又は薬学を履修する博士課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。

(1)　大学における修業年限６年の獣医学又は薬学を履修する課程を卒業した者

(2)　大学における医学又は歯学を履修する課程を卒業した者

(3)　外国において、学校教育における１８年の課程（最終の課程は獣医学、医学、薬学

又は歯学）を修了した者

(4)　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における１８年の課程（最終の課程は獣医学、医学、薬学又は歯学）を修了した者

(5)　我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における１８年の課程（最終の課程は獣医学、医学、薬学又は歯学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6)　外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が５年以上である課程（獣医学、医学、薬学又は歯学を履修する課程に限る。）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7)　昭和３０年文部省告示第３９号をもって文部科学大臣の指定した者

(8)　研究科規則の定めるところにより、大学（獣医学、医学、薬学又は歯学を履修する課程に限る。）に４年以上在学している者で、所定の単位を優秀な成績で修得したものと当該研究科において認めた者

(9)　研究科の定めるところにより、外国において学校教育における１６年の課程（獣医学、医学、薬学又は歯学を履修する課程を含むものに限る。）を修了し、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における１６年の課程（獣医学、医学、薬学又は歯学を履修する課程を含むものに限る。）を修了し、所定の単位を優秀な成績で修得したものと当該研究科において認めた者

(10)　研究科の定めるところにより、我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における１６年の課程（獣医学、医学、薬学又は歯学を履修する課程を含むものに限る。）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、所定の単位を優秀な成績で修得したものと当該研究科において認めた者

(11)　研究科の定めるところにより、個別の入学資格審査をもって、大学を卒業した者と同等以上の学力があると当該研究科において認めた者で、２４歳に達したもの

（入学願）

第１７条　大学院の入学志願者は、所定の入学願書に当該研究科等の定める書類を添えて提

出しなければならない。

（入学考査）

第１８条　入学者の選抜は、入学志願者につき、次の各号の範囲内において、各研究科等の定めるところにより行う。

(1)　筆記試験

(2)　口述試験（面接を含む。）

(3)　学位論文又はこれに代わるもの

(4)　学業成績又は職業経験等

(5)　研究計画等

第１９条及び第２０条　削除

（入学者の決定）

第２１条　入学者の決定は、各研究科等において行う。

（再入学、修士入学及び博士入学等）

第２２条　次に掲げる者については、第１８条第１項の規定にかかわらず、各研究科等の定めるところにより、入学を許可することがある。

(1)　中途退学者で再入学を志願する者

(2)　本学大学院において、修士の学位又は専門職学位を得た者で、更に修士課程又は専門職学位課程に入学を志願する者

(3)　本学大学院において、博士の学位を得た者で、更に博士後期課程又は獣医学、医学若しくは薬学を履修する博士課程に入学を志願する者

（転入学）

第２３条　他の大学の大学院に在学している者が、本学大学院に転入学を志願するときは、当該研究科等の定めるところにより、許可することがある。

（転科）

第２４条　現に在籍する研究科等から他の研究科等に所属を変更することを志願する学生の取扱いについては、新たに入学を志願する者の例による。ただし、規則により別段の定めのある場合は、この限りでない。

第２５条　前３条の規定により、入学を許可された者の在学期間並びに履修単位の認否の決定は、当該研究科等において行う。

（入学の時期及び手続）

第２６条　入学の時期は、学年の初めとする。ただし、研究科等において必要があるときは学期の初めにも入学させることができる。

２　入学を認められた者は、入学した月の２０日までに、所定の学籍票を研究科長又は教育部の部長に提出しなければならない。

（在学年限）

第２７条　在学年限は、次の各号に定めるところによる。

(1)　修士課程　3年
(2)　博士後期課程　5年
(3)　獣医学、医学又は薬学を履修する博士課程　6年
2　第2条第7項の規定により計画的な履修を認められた者の在学年限は、次の各号に定めるところによる。
(1)　修士課程　4年
(2)　博士後期課程　6年
(3)　獣医学、医学又は薬学を履修する博士課程　7年
3　学生が、前2項に規定する在学年限に達したときは、学生の身分を失う。
（留学）
第２８条　外国の大学の大学院への留学については、学部通則第１４条の２及び第１４条の４の規定を準用する。
2　前項により修得したものとみなすことができる単位数は、第１０条第２項及び第１０条の２第１項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて１５単位を超えないものとし、また、第１０条第２項、第１０条の２第１項及び第１０条の３第１項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて２０単位を超えないものとする。
（休学期間中に外国の大学の大学院において取得した単位の取扱い）
第２８条の２　休学期間中に外国の大学の大学院において取得した単位の取扱いについては、学部通則第１４条の５第１項及び第３項の規定を準用する。
2　前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、第１０条第２項、第１０条の２第１項及び前条第１項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて１５単位を超えないものとし、また、第１０条第２項、第１０条の２第１項、第１０条の３第１項及び前条第１項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて２０単位を超えないものとする。
（休学）
第２９条　休学期間は、次の各号に定める年数を超えることができない。
(1)　修士課程　2年
(2)　博士後期課程　3年
(3)　獣医学、医学又は薬学を履修する博士課程　4年
2　前項のほか、休学及び復学については、学部通則の規定を準用する。
（退学）
第３０条　退学については、学部通則の規定を準用する。

第7章　特別聴講学生、大学院科目等履修生、特別研究学生、大学院研究生及び外国人学生

（特別聴講学生）

第３１条　国内の他の大学の大学院学生が、本学の大学院において専攻分野に関する科目を履修し、単位を取得しようとするときは、当該大学と本学との協定に基づき、特別聴講学生として許可することができる。

２　前項の規定は、外国の大学の大学院学生及び国際連合大学の課程の学生が、本学の大学院において専攻分野に関する科目を履修し、単位を取得しようとする場合に準用する。

３　特別聴講学生に対する所定の単位の授与については、本学の大学院学生の場合と同様の方法によるものとする。

４　特別聴講学生が、本学の規則に違反したときは、その許可を取消すことができる。

５　紛争その他の相当の事由により総長が特例として定める方針に基づき受け入れる外国の大学の大学院学生で、本学の大学院において専攻分野に関する科目を履修し、単位を取得しようとする者については、当該方針の定めるところにより、総長の指名する研究科長又は教育部の部長以外の者が特別聴講学生として許可し、及びその許可を取消すことがある。

（大学院科目等履修生）

第３１条の２　本学の大学院学生以外の者が、本学の大学院において一又は複数の授業科目を履修し、単位を取得しようとするときは、研究科等はその定めるところにより、大学院科目等履修生として許可することができる。

２　大学院科目等履修生を受け入れる時期は、学期の初めとする。

３　大学院科目等履修生が、本学の規則に違反したときは、その許可を取り消すことができる。

（特別研究学生）

第３２条　国内の他の大学の大学院学生が、本学の大学院において研究指導を受けようとするときは、研究科等はその定めるところにより、当該学生の所属する大学院又はその研究科等との協議に基づき、当該学生を特別研究学生として許可することができる。

２　前項の規定は、外国の大学の大学院学生及び国際連合大学の課程の学生が、本学の大学院において研究指導を受けようとする場合に準用する。

３　特別研究学生が、本学の規則に違反したときは、その許可を取消すことができる。

４　紛争その他の相当の事由により総長が特例として定める方針に基づき受け入れる外国の大学の大学院学生で、本学の大学院において研究指導を受けようとする者については、当該方針の定めるところにより、総長の指名する研究科長又は教育部の部長以外の者が特別研究学生として許可し、及びその許可を取消すことがある。

（大学院研究生）

第３３条　本学大学院において、特定の事項を研究しようとする者があるときは、大学院研究生として入学を許可することができる。

２　大学院研究生の入学等については、別に定める。

（外国人学生）

第３４条　外国人学生は、定員外とすることができる。
２　外国人学生の入学については、別に定める。

第８章　検定料、入学料、授業料及び寄宿料等

（検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額）
第３５条　学生の検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、別に定める。
２　特別聴講学生及び特別研究学生の授業料の額は、特別聴講学生にあっては学部通則に定める聴講生の額と同額とし、特別研究学生にあっては学部通則に定める研究生の額と同額とする。
３　大学院科目等履修生の検定料、入学料及び授業料の額は、それぞれ学部通則に定める科目等履修生の額と同額とする。
（検定料、入学料及び授業料の不徴収）
第３５条の２　本学大学院の修士課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き本学大学院の博士後期課程又は獣医学、医学若しくは薬学を履修する博士課程に入学する者に係る検定料及び入学料は、徴収しない。
２　特別聴講学生及び特別研究学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。
３　特別聴講学生及び特別研究学生の授業料は、次の各号の１に該当する場合には、徴収しない。
(1)　当該学生が国立大学の大学院学生であるとき。
(2)　当該学生が公立又は私立大学の大学院学生であり、当該大学と本学との間の協定において、授業料を相互に不徴収とすることを定めたとき。
４　外国の大学と本学との間の協定において、検定料、入学料及び授業料（以下この項において「授業料等」という。）を相互に不徴収とすることを定めている場合は、これに基づいて受け入れる者に係る授業料等は、徴収しない。
５　国費外国人留学生制度実施要項（昭和２９年３月３１日文部大臣裁定）に基づく国費外国人留学生に係る検定料、入学料及び授業料（同要項第４条第４号の推薦方法により選定された国費外国人留学生に係る入学料を含む。）は、徴収しない。
６　大学院科目等履修生に係る検定料、入学料及び授業料は、当該学生が本学の学部学生であるときは、徴収しない。
（検定料の納付等）
第３６条　入学又は再入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納めなければならない。
２　大学院科目等履修生の検定料の納付については、学部通則に定める科目等履修生の検定料の納付に関する規定を準用する。
３　検定料の免除については、学部通則の規定を準用する。
（入学料の納付等）
第３７条　学生の入学料の納付、免除、徴収猶予及び未納者に対する措置については、学部

通則の規定を準用する。
２　大学院科目等履修生の入学料の納付については、学部通則に定める科目等履修生の入学料の納付に関する規定を準用する。
第３８条　削除
（授業料の納付等）
第３９条　学生の授業料の納付、返還、免除及び徴収猶予については、学部通則の規定を準用する。
２　特別聴講学生及び特別研究学生の授業料の納付については、学部通則に定める聴講生及び研究生の授業料に関する規定を準用する。ただし、特別研究学生について、その在学する期間の月数が６か月未満であるときは、月額にその在学する期間の月数を乗じて得た額を、当該期間における当初の月に納めなければならない。
３　大学院科目等履修生の授業料の納付については、学部通則に定める科目等履修生の授業料の納付に関する規定を準用する。
第３９条の２　相互の大学の学位を取得させることを目的として締結された外国の大学と本学との間の協定に基づいて派遣される者に係る授業料は、別に定めるところにより、当該期間における授業料を免除することができる。
（寄宿料の納付等）
第４０条　学生の寄宿料の納付及び免除については、学部通則の規定を準用する。
第９章　学年、学期及び休業日
（学年、学期及び休業日）
第４１条　学年は４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。
２　学年を、２以上の学期に分ける。
３　前項の学期のうち２つの学期の開始月は、それぞれ４月及び１０月とし、各学期の開始日及び終了日は、別に定める。
４　前項の規定にかかわらず、プロボストが別に定めるところにより、１０月を開始月とする学期について、９月を開始月とすることができる。
５　休業日及び臨時の休業日については、学部通則の規定を準用する。
第１０章　退学命令、懲戒及び除籍
（退学命令及び懲戒）
第４２条　退学命令及び懲戒については、学部通則の規定を準用する。
（除籍）
第４２条の２　東京大学学位規則第１７条の規定により学位の授与を取り消された者（第８条の規定により学位の授与を受けたものを除く。）は、除籍とする。なお、既に納めた検定料、入学料、授業料その他については、いかなるものも返還しない。
第１１章　奨学寄附金
（奨学寄附金）

第４３条　奨学寄附金については、学部通則の規定を準用する。

第１２章　雑則

（専門職学位課程に関する事項）

第４４条　専門職学位課程の教育に関し、この規則で定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この規則は、平成６年４月１９日から施行し、平成６年４月１日から適用する。

（経済学研究科の経過措置）

第２条　平成６年３月３１日以前に経済学研究科応用経済学専攻又は経営学専攻の修士課程又は第２種博士課程に入学し、引き続き在学する者については、平成６年４月１日から同研究科現代経済専攻又は企業・市場専攻の当該課程に所属するものとする。

２　平成６年３月３１日以前に経済学研究科応用経済学専攻又は経営学専攻に入学した大学院研究生で、引き続き在学する者については、前項の規定を準用する。

（総合文化研究科の経過措置）

第３条　平成６年３月３１日以前に理学系研究科相関理化学専攻又は科学史・科学基礎論専攻の修士課程又は第１種博士課程に入学し、引き続き在学する者については、平成６年４月１日から総合文化研究科広域科学専攻の当該課程に所属するものとする。

２　従前の理学系研究科相関理化学専攻又は科学史・科学基礎論専攻の修士課程又は第１種博士課程を中途退学した者が再入学しようとするときは、総合文化研究科広域科学専攻の当該課程に再入学を認めるものとする。

３　平成６年３月３１日以前に理学系研究科相関理化学専攻又は科学史・科学基礎論専攻に入学した大学院研究生で、引き続き在学する者については、附則第３条第２項の規定を準用する。

（工学系研究科の経過措置）

第４条　平成６年３月３１日以前に工学系研究科資源開発工学専攻の修士課程又は第１種博士課程に入学し、引き続き在学する者については、平成６年４月１日から同研究科地球システム工学専攻の当該課程に、平成６年３月３１日以前に同研究科工業化学専攻、合成化学専攻、反応化学専攻、化学工学専攻又は化学エネルギー工学専攻の修士課程又は第１種博士課程に入学し、引き続き在学する者については、平成６年４月１日から同研究科応用化学専攻、化学システム工学専攻又は化学生命工学専攻の当該課程に所属するものとする。

２　平成６年３月３１日以前に工学系研究科資源開発工学専攻、工業化学専攻、合成化学専攻、反応化学専攻、化学工学専攻又は化学エネルギー工学専攻に入学した大学院研究生で、引き続き在学する者については、前項の規定を準用する。

（農学生命科学研究科の経過措置）

第５条　平成６年３月３１日以前に農学系研究科各専攻の修士課程又は第１種博士課程又は第３種博士課程に入学し、引き続き在学する者については、平成６年４月１日から農学生命科学研究科当該専攻の当該課程に所属するものとする。ただし、農学系研究科農芸化学専攻の修士課程又は第１種博士課程に入学し、引き続き在学する者については、農学生命科学研究科応用生命化学専攻の当該課程に所属するものとする。

２　平成６年３月３１日以前に農学系研究科各専攻に入学した大学院研究生で、引き続き在学する者については、前項の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第１条　この規則は、平成７年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　平成７年３月３１日以前に次の表の左欄に掲げる専攻の修士課程、第１種博士課程又は第３種博士課程に入学し、引き続き在学する者については、平成７年４月１日から次の表の右欄に掲げる専攻の当該課程に所属するものとする。

人文科学研究科	人文社会系研究科
言語学専攻、考古学専攻、哲学専攻、倫理学専攻、宗教学宗教史学専攻（宗教学宗教史学専修）、美学芸術学専攻、美術史学専攻、心理学専攻	基礎文化研究専攻
国語国文学専攻、国史学専攻	日本文化研究専攻
中国語中国文学専攻、東洋史学専攻、中国哲学専攻、印度哲学印度文学専攻、宗教学宗教史学専攻（イスラム学専修）	アジア文化研究専攻
西洋古典学専攻、英語英文学専攻、独語独文学専攻、仏語仏文学専攻、露語露文学専攻、西洋史学専攻	欧米系文化研究専攻
社会学研究科	人文社会系研究科
社会学専攻、社会心理学専攻	社会文化研究専攻
教育学研究科	
教育学専攻、教育心理学専攻、学校教育学専攻、教育行政学専攻、体育学専攻	総合教育科学専攻
理学系研究科	
動物学専攻、植物学専攻、人類学専攻	生物科学専攻
農学生命科学研究科	
農業生物学専攻	生産・環境生物学専攻
林学専攻	森林科学専攻

水産学専攻	水圏生物科学専攻
医学系研究科	
第三基礎医学専攻	病因・病理学専攻
社会医学専攻	社会医学専攻
第三臨床医学専攻	生殖・発達・加齢医学専攻
第四臨床医学専攻	外科学専攻

第３条　従前の人文科学研究科及び社会学研究科の修士課程又は第１種博士課程を中途退学した者が再入学しようとするときは、人文社会系研究科の当該課程に再入学を認めるものとする。

第４条　平成７年３月３１日以前に附則第２条の表左欄の各専攻に入学した大学院研究生で、引き続き在学する者については、附則第２条の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第１条　この規則は、平成８年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　平成８年３月３１日以前に次の表の左欄に掲げる専攻の修士課程、博士後期課程又は獣医学若しくは医学を履修する博士課程に入学し、引き続き在学する者については、平成８年４月１日から次の表の右欄に掲げる専攻の当該課程に所属するものとする。

経済学研究科	
理論経済学・経済史学専攻	経済理論専攻又は経済史専攻
総合文化研究科	
比較文学比較文化専攻、表象文化論専攻、文化人類学専攻	超域文化科学専攻
地域文化研究専攻	地域文化研究専攻
国際関係論専攻、相関社会科学専攻	国際社会科学専攻
工学系研究科	
土木工学専攻	社会基盤工学専攻
農学生命科学研究科	
農業経済学専攻	農業・資源経済学専攻
農業工学専攻	生物・環境工学専攻
林産学専攻	生物材料科学専攻
医学系研究科	
第一臨床医学専攻	内科学専攻
保健学専攻	健康科学・看護学専攻

国際保健学専攻	国際保健学専攻

第３条　平成８年３月３１日以前に附則第２条の表左欄の各専攻に入学した大学院研究生で、引き続き在学する者については、附則第２条の規定を準用する。

附　則

この規則は、平成８年７月９日から施行し、改正後の東京大学大学院学則の規定は、平成８年度入学者から適用する。

附　則

（施行期日）

第１条　この規則は、平成９年４月１日から施行する。

（医学系研究科の経過措置）

第２条　平成９年３月３１日以前に医学系研究科第一基礎医学専攻、第二基礎医学専攻又は第二臨床医学専攻の博士課程に入学し、引き続き在学する者については、平成９年４月１日から同研究科分子細胞生物学専攻、機能生物学専攻、生体物理医学専攻又は脳神経医学専攻の当該課程に所属するものとする。

２　平成９年３月３１日以前に医学系研究科第一基礎医学専攻、第二基礎医学専攻又は第二臨床医学専攻に入学した大学院研究生で、引き続き在学する者については、前項の規定を準用する。

（薬学系研究科の経過措置）

第３条　平成９年３月３１日以前に薬学系研究科薬学専攻、製薬化学専攻又は生命薬学専攻の修士課程又は博士後期課程に入学し、引き続き在学する者については、平成９年４月１日から同研究科分子薬学専攻、機能薬学専攻又は生命薬学専攻の当該課程に所属するものとする。

２　平成９年３月３１日以前に薬学系研究科薬学専攻、製薬化学専攻又は生命薬学専攻に入学した大学院研究生で、引き続き在学する者については、前項の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第１条　この規則は、平成１０年４月２１日から施行し、改正後の東京大学大学院学則の規定は、平成１０年４月１日から適用する。ただし、第１条の改正規定及び第４条の改正規定中新領域創成科学研究科に係る部分は、平成１０年４月９日から適用する。

（新領域創成科学研究科の学生の入学）

第２条　新領域創成科学研究科は、平成１１年度から学生を入学させるものとする。

（工学系研究科の経過措置）

第３条　平成１０年３月３１日以前に工学系研究科船舶海洋工学専攻の修士課程又は博士後期課程に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

２　平成１０年３月３１日以前に工学系研究科船舶海洋工学専攻の修士課程又は博士後期

課程に入学した大学院研究生で、引き続き在学する者については、前項の規定を準用する。

附　則

１　この規則は、平成１１年９月２１日から施行する。

２　教育学研究科、法学政治学研究科、経済学研究科、総合文化研究科広域科学専攻修士課程、理学系研究科、工学系研究科、農学生命科学研究科、医学系研究科修士課程及び医学を履修する博士課程、薬学系研究科、数理科学研究科並びに新領域創成科学研究科における平成１２年４月以前の入学者に係る入学資格については、この規則による改正後の東京大学大学院学則第１６条第１項第７号、第２項第４号、第３項第５号及び第６号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

第１条　この規則は、平成１２年４月１日から施行する。

（理学系研究科の経過措置）

第２条　平成１２年３月３１日以前に理学系研究科地球惑星物理学専攻、地質学専攻、鉱物学専攻又は地理学専攻の修士課程又は博士後期課程に入学し、引き続き在学する者については、平成１２年４月１日から同研究科地球惑星科学専攻の当該課程に所属するものとする。

２　平成１２年３月３１日以前に理学系研究科地球惑星物理学専攻、地質学専攻、鉱物学専攻又は地理学専攻に入学した大学院研究生で、引き続き在学する者については、前項の規程を準用する。

附　則

この規則は、平成１２年９月１９日から施行し、改正後の東京大学大学院学則の規定は、平成１２年５月１１日から適用する。

附　則

（施行期日）

第１条　この規則は、平成１３年４月１日から施行する。

（理学系研究科の経過措置）

第２条　平成１３年３月３１日以前に理学系研究科情報科学専攻の修士課程又は博士後期課程に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

２　平成１３年３月３１日以前に理学系研究科情報科学専攻に入学した大学院研究生で、引き続き在学する者については、平成１３年４月１日から情報理工学系研究科コンピュータ科学専攻に所属するものとする。

（工学系研究科の経過措置）

第３条　平成１３年３月３１日以前に工学系研究科機械情報工学専攻、電子情報工学専攻、計数工学専攻又は情報工学専攻の修士課程又は博士後期課程に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

2　平成１３年３月３１日以前に工学系研究科機械情報工学専攻、電子情報工学専攻、計数工学専攻又は情報工学専攻に入学した大学院研究生で、引き続き在学する者については、平成１３年４月１日から情報理工学系研究科数理情報学専攻、システム情報学専攻、電子情報学専攻又は知能機械情報学専攻に所属するものとする。

附　則

1　この規則は、平成１３年７月１０日から施行し、改正後の東京大学大学院学則の規定は、平成１３年４月１日から適用する。

2　東京大学大学院人文社会系研究科規則の一部を次のように改正する。

第２３条中「学則第１６条第１項（第４号を除く。）」を「学則第１６条第１項（第５号を除く。）」に改め、第２４条第２項中「学則第１６条第２項第３号」を「学則第１６条第２項第４号及び第５号」に改める。

3　東京大学大学院教育学研究科規則の一部を次のように改正する。

第１７条第１項中「学則第１６条第１項（第４号を除く。）」を「学則第１６条第１項（第５号を除く。）」に改め、同条第３項中「第３号」を「第４号及び第５号」に改める。

4　東京大学大学院法学政治学研究科規則の一部を次のように改正する。

第１９条第１項中「学則１６条第１項（第４号を除く。）」を「学則第１６条第１項（第５号を除く。）」に改め、同条第２項中「学則１６条第２項各号」を「学則第１６条第２項各号」に改め、同条第３項中「第３号」を「第４号及び第５号」に改める。

5　東京大学大学院経済学研究科規則の一部を次のように改正する。

第１５条第１項中「学則第１６条第１項（第４号を除く。）」を「学則第１６条第１項（第５号を除く。）」に改め、同条第３項中「第３号」を「第４号及び第５号」に改める。

6　東京大学大学院総合文化研究科規則の一部を次のように改正する。

第４条第３号中「学則第１６条第２項第３号」を「学則第１６条第２項第４号及び第５号」に改め、第１９条第１項中「学則第１６条第１項（第４号を除く。）」を「学則第１６条第１項（第５号を除く。）」に改め、同条第３項中「第３号」を「第４号及び第５号」に改める。

7　東京大学大学院理学系研究科規則の一部を次のように改正する。

第３条第３号中「学則第１６条第２項第３号」を「学則第１６条第２項第４号及び第５号」に改め、第１７条第１項中「学則第１６条第１項（第４号を除く。）」を「学則第１６条第１項（第５号を除く。）」に改め、同条第３項中「第３号」を「第４号及び第５号」に改める。

8　東京大学大学院工学系研究科規則の一部を次のように改正する。

第３条の２第１項第３号中「学則第１６条第２項第３号」を「学則第１６条第２項第４号及び第５号」に改め、第１６条第１項中「学則第１６条第１項（第４号を除く。）」を「学則第１６条第１項（第５号を除く。）」に改め、同条第３項中「第３号」を「第４号及び第　　５号」に改める。

９　東京大学大学院農学生命科学研究科規則の一部を次のように改正する。

第１７条第１項中「学則第１６条第１項（第４号を除く。）」を「学則第１６条第１項（第５号を除く。）」に改め、同条第３項中「学則第１６条第３項（第５号を除く。）」を「学則第１６条第３項（第６号を除く。）」に改め、同条第４項中「第３号」を「第４号及び第５号」に改める。

１０　東京大学大学院医学系研究科規則の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「学則第１６条第１項（第４号を除く。）」を「学則第１６条第１項（第５号を除く。）」に改め、同条第４項中「学則第１６条第２項第３号」を「学則第１６条第２項第４号及び第５号」に改め、同条第５項中「学則第１６条第３項第５号」を「学則第１６条第３項第６号」に改める。

１１　東京大学大学院数理科学研究科規則の一部を次のように改正する。

第４条第３号中「学則第１６条第２項第３号」を「学則第１６条第２項第４号及び第５号」に改め、第１８条第３項中「学則第１６条第１項第４号及び同条第２項第３号」を「学則第１６条第１項第５号並びに同条第２項第４号及び第５号」に改める。

１２　東京大学大学院新領域創成科学研究科規則の一部を次のように改正する。

第４条第１項第３号中「学則第１６条第２項第３号」を「学則第１６条第２項第４号及び第５号」に改め、第１８条第１項中「学則第１６条第１項（第４号を除く。）」を「学則第１６条第１項（第５号を除く。）」に改め、同条第３項中「学則第１６条第２項第３号」を「学則第１６条第２項第４号及び第５号」に改める。

１３　東京大学大学院情報理工学系研究科規則の一部を次のように改正する。

第３条第１項第３号中「学則第１６条第２項第３号」を「学則第１６条第２項第４号及び第５号」に改め、第１６条第１項中「学則第１６条第１項（第４号を除く。）」を「学則第１６条第１項（第５号を除く。）」に改め、同条第３項中「学則第１６条第２項第３号」を「学則第１６条第２項第４号及び第５号」に改める。

１４　東京大学大学院学際情報学府規則の一部を次のように改正する。

第４条第１項第３号中「学則第１６条第２項第３号」を「学則第１６条第２項第４号及び第５号」に改め、第１７条第１項中「学則第１６条第１項（第４号を除く。）」を「学則第１６条第１項（第５号を除く。）」に改め、同条第３項中「学則第１６条第２項第３号」を「学則第１６条第２項第４号及び第５号」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この規則は、平成１４年４月１日から施行する。

（工学系研究科の経過措置）

第２条　平成１４年３月３１日以前に工学系研究科金属工学専攻又は材料学専攻の修士課程又は博士後期課程に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

２　平成１４年３月３１日以前に工学系研究科金属工学専攻又は材料学専攻に入学した大

学院研究生で、引き続き在学する者については、前項の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第１条　この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

（法学政治学研究科の経過措置）

第２条　平成１６年３月３１日以前に法学政治学研究科公法専攻、民刑事法専攻、基礎法学専攻又は政治専攻の修士課程又は博士後期課程に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則（抄）

１　この規則は、平成１６年１２月７日から施行する。

附　則

１　この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

２　平成１７年３月３１日以前に工学系研究科超伝導工学専攻の修士課程又は博士後期課程に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

３　東京大学大学院人文社会系研究科規則の一部を次のように改正する。

第５条第１項第３号中「学則第１６条第２項第４号及び第５号」を「学則第１６条第２項第５号及び第６号」に改め、第２３条中「学則第１６条第１項（第５号を除く。）」を「学則第１６条第１項（第６号を除く。）」に改め、第２４条第２項中「学則第１６条第２項第４号及び第５号」を「学則第１６条第２項第５号及び第６号」に改める。

４　東京大学大学院教育学研究科規則の一部を次のように改正する。

第１６条第１項中「学則第１６条第１項（第５号を除く。）」を「学則第１６条第１項（第６号を除く。）」に改め、同条第３項中「第４号及び第５号」を「第５号及び第６号」に改める。

５　東京大学大学院法学政治学研究科規則の一部を次のように改正する。

第１９条第１項中「学則１６条第１項（第５号を除く。）」を「学則第１６条第１項（第６号を除く。）」に改め、同条第３項中「第４号及び第５号」を「第５号及び第６号」に改める。

６　東京大学大学院経済学研究科規則の一部を次のように改正する。

第１５条第１項中「学則第１６条第１項（第５号を除く。）」を「学則第１６条第１項（第６号を除く。）」に改め、同条第３項中「第４号及び第５号」を「第５号及び第６号」に改める。

７　東京大学大学院総合文化研究科規則の一部を次のように改正する。

第４条第３号中「学則第１６条第２項第４号及び第５号」を「学則第１６条第２項第５号及び第６号」に改め、第１９条第１項中「学則第１６条第１項（第５号を除く。）」を「学則第１６条第１項（第６号を除く。）」に改め、同条第３項中「第４号及び第５号」を「第５号及び第６号」に改める。

8　東京大学大学院理学系研究科規則の一部を次のように改正する。

第３条第３号中「学則第１６条第２項第４号及び第５号」を「学則第１６条第２項第５号及び第６号」に改め、第１７条第１項中「学則第１６条第１項（第５号を除く。）」を「学則第１６条第１項（第６号を除く。）」に改め、同条第３項中「第４号及び第５号」を「第５号及び第６号」に改める。

9　東京大学大学院工学系研究科規則の一部を次のように改正する。

第３条の２第１項第３号中「学則第１６条第２項第４号及び第５号」を「学則第１６条第２項第５号及び第６号」に改め、第１６条第１項中「学則第１６条第１項（第５号を除く。）」を「学則第１６条第１項（第６号を除く。）」に改め、同条第３項中「第４号及び第５号」を「第５号及び第６号」に改める。

１０　東京大学大学院農学生命科学研究科規則の一部を次のように改正する。

第１７条第１項中「学則第１６条第１項（第５号を除く。）」を「学則第１６条第１項（第６号を除く。）」に改め、同条第３項中「学則第１６条第３項（第６号を除く。）」を「学則第１６条第３項（第７号を除く。）」に改め、同条第４項中「第４号及び第５号」を「第５号及び第６号」に改める。

１１　東京大学大学院医学系研究科規則の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「学則第１６条第１項（第５号を除く。）」を「学則第１６条第１項（第６号を除く。）」に改め、同条第４項中「学則第１６条第２項第４号及び第５号」を「学則第１６条第２項第５号及び第６号」に改め、同条第５項中「学則第１６条第３項第６号」を「学則第１６条第３項第７号」に改める。

１２　東京大学大学院数理科学研究科規則の一部を次のように改正する。

第４条第３号中「学則第１６条第２項第４号及び第５号」を「学則第１６条第２項第５号及び第６号」に改め、第１８条第３項中「学則第１６条第１項第５号並びに同条第２項第４号及び第５号」を「学則第１６条第１項第６号並びに同条第２項第５号及び第６号」に改める。

１３　東京大学大学院新領域創成科学研究科規則の一部を次のように改正する。

第４条第１項第３号中「学則第１６条第２項第４号及び第５号」を「学則第１６条第２項第５号及び第６号」に改め、第１８条第１項中「学則第１６条第１項（第５号を除く。）」を「学則第１６条第１項（第６号を除く。）」に改め、同条第３項中「学則第１６条第２項第４号及び第５号」を「学則第１６条第２項第５号及び第６号」に改め、同条中第３項を第４項とし、第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の場合において、学則第１６条第１項第７号及び第８号に規定する資格要件を認定する基準は、別に定める。

１４　東京大学大学院情報理工学系研究科規則の一部を次のように改正する。

第３条第１項第３号中「学則第１６条第２項第４号及び第５号」を「学則第１６条第２項第５号及び第６号」に改め、第１６条第１項中「学則第１６条第１項（第５号を除

く。)」を「学則第１６条第１項（第６号を除く。)」に改め、同条第３項中「学則第１６条第２項第４号及び第５号」を「学則第１６条第２項第５号及び第６号」に改める。

１５　東京大学大学院学際情報学府規則の一部を次のように改正する。

第４条第１項第３号中「学則第１６条第２項第４号及び第５号」を「学則第１６条第２項第５号及び第６号」に改め、第１７条第１項中「学則第１６条第１項（第５号を除く。)」を「学則第１６条第１項（第６号を除く。)」に改め、同条第３項中「学則第１６条第２項第４号及び第５号」を「学則第１６条第２項第５号及び第６号」に改める。

１６　東京大学大学院公共政策学教育部規則の一部を次のように改正する。

第１７条第２項中「東京大学大学院学則第１６条第１項第５号」を「東京大学大学院学則第１６条第１項第６号」に改める。

附　則

この規則は、平成１７年４月２６日から施行する。

附　則

この規則は、平成１７年６月２４日から施行する。

附　則

１　この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

２　東京大学大学院人文社会系研究科規則の一部を次のように改正する。

第２３条中「学則第１６条第１項（第６号を除く。)」を「学則第１６条第１項（第７号を除く。)」に改める。

３　東京大学大学院教育学研究科規則の一部を次のように改正する。

第１６条第１項中「学則第１６条第１項（第６号を除く。)」を「学則第１６条第１項（第７号を除く。)」に改める。

４　東京大学大学院法学政治学研究科規則の一部を次のように改正する。

第１９条第１項中「学則１６条第１項（第６号を除く。)」を「学則第１６条第１項（第７号を除く。)」に改め、第４５条中「学則１６条第１項（第５号を除く。)」を「学則第１６条第１項（第７号を除く。)」に改める。

５　東京大学大学院経済学研究科規則の一部を次のように改正する。

第１５条第１項中「学則第１６条第１項（第６号を除く。)」を「学則第１６条第１項（第７号を除く。)」に改める。

６　東京大学大学院総合文化研究科規則の一部を次のように改正する。

第１９条第１項中「学則第１６条第１項（第６号を除く。)」を「学則第１６条第１項（第７号を除く。)」に改める。

７　東京大学大学院理学系研究科規則の一部を次のように改正する。

第１７条第１項中「学則第１６条第１項（第６号を除く。)」を「学則第１６条第１項（第７号を除く。)」に改める。

８　東京大学大学院工学系研究科規則の一部を次のように改正する。

第１６条第１項中「学則第１６条第１項（第６号を除く。）」を「学則第１６条第１項（第７号を除く。）」に改める。

９　東京大学大学院農学生命科学研究科規則の一部を次のように改正する。

第１７条第１項中「学則第１６条第１項（第６号を除く。）」を「学則第１６条第１項（第７号を除く。）」に改める。

１０　東京大学大学院医学系研究科規則の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「学則第１６条第１項（第６号を除く。）」を「学則第１６条第１項（第７号を除く。）」に改める。

１１　東京大学大学院数理科学研究科規則の一部を次のように改正する。

第１８条第３項中「学則第１６条第１項第６号」を「学則第１６条第１項第７号」に改める。

１２　東京大学大学院新領域創成科学研究科規則の一部を次のように改正する。

第１８条第１項中「学則第１６条第１項（第６号を除く。）」を「学則第１６条第１項（第７号を除く。）」に改め、同条第２項中「学則第１６条第１項第７号及び第８号」を「学則第１６条第１項第８号及び第９号」に改める。

１３　東京大学大学院情報理工学系研究科規則の一部を次のように改正する。

第１６条第１項中「学則第１６条第１項（第６号を除く。）」を「学則第１６条第１項（第７号を除く。）」に改める。

１４　東京大学大学院学際情報学府規則の一部を次のように改正する。

第１７条第１項中「学則第１６条第１項（第６号を除く。）」を「学則第１６条第１項（第７号を除く。）」に改める。

１５　東京大学大学院公共政策学教育部規則の一部を次のように改正する。

第１７条第２項中「東京大学大学院学則第１６条第１項第６号」を「東京大学大学院学則第１６条第１項第７号」に改める。

附　則

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１９年９月２７日から施行し、改正後の東京大学大学院学則第３５条の２第５項の規定は、平成１９年４月１日から適用する。

附　則

（施行期日）

第１条　この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

（工学系研究科の経過措置）

第２条　平成２０年３月３１日以前に工学系研究科電気工学専攻、電子工学専攻、環境海洋

工学専攻、システム量子工学専攻又は地球システム工学専攻の修士課程又は博士課程に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

２　平成２０年３月３１日以前に工学系研究科電気工学専攻、電子工学専攻、環境海洋工学専攻、システム量子工学専攻又は地球システム工学専攻に入学した大学院研究生で、引き続き在学する者については、前項の規定を準用する。

（新領域創成科学研究科の経過措置）

第３条　平成２０年３月３１日以前に新領域創成科学研究科基盤情報学専攻の修士課程又は博士後期課程に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

第１条　この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

（工学系研究科の経過措置）

第２条　工学系研究科機械工学専攻又は産業機械工学専攻の修士課程又は博士課程に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

２　平成２１年３月３１日以前に工学系研究科機械工学専攻又は産業機械工学専攻に入学した大学院研究生で、引き続き在学する者については、前項の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第１条　この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

（第４条における薬学系研究科の経過措置）

第２条　平成２２年３月３１日以前に薬学系研究科分子薬学専攻、機能薬学専攻、生命薬学専攻又は統合薬学専攻の修士課程に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

この規則は、平成２２年１０月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２３年１１月２９日から施行する。

附　則

（施行期日）

第１条　この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

（第４条における薬学系研究科の経過措置）

第２条　平成２４年３月３１日以前に薬学系研究科分子薬学専攻、機能薬学専攻、生命薬学専攻又は統合薬学専攻の博士後期課程に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附　則

１　この規則は、平成２４年６月２８日から施行する。

２　この規則の施行日前に学位の授与を取り消された者については、改正後の東京大学大学院学則の規定を適用する。

附　則

（施行期日）

第１条　この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

（理学系研究科の経過措置）

第２条　平成２６年３月３１日以前に理学系研究科生物化学専攻又は生物科学専攻の修士課程又は博士後期課程に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

２　平成２６年３月３１日以前に理学系研究科生物化学専攻又は生物科学専攻に入学した大学院研究生で、引き続き在学する者については、前項の規定を準用する。

附　則　（平成２７年１月２９日東大規則第３８号）

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則　（平成２７年１月２９日東大規則第４０号）

（施行期日）

１　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　研究科等において必要がある場合は、平成２７年度に限り、第２６条及び改正後の第４１条第３項の規定にかかわらず、学期の初めの入学の時期を１０月とすることができる。

３　前項の規定による１０月入学者の第３７条第１項の規定により準用する入学料の徴収猶予については、９月入学者の例による。

附　則　（平成２７年３月２６日東大規則第８５号）

（施行期日）

第１条　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

（経済学研究科の経過措置）

第２条　平成２７年３月３１日以前に経済学研究科経済理論専攻、現代経済専攻、経営専攻、経済史専攻又は金融システム専攻の修士課程又は博士後期課程に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

２　平成２７年３月３１日以前に経済学研究科経済理論専攻、現代経済専攻、経営専攻、経済史専攻又は金融システム専攻に入学した大学院研究生で、引き続き在学する者については、前項の規定を準用する。

（新領域創成科学研究科の経過措置）

第３条　平成２７年３月３１日以前に新領域創成科学研究科メディカルゲノム専攻又は情報生命科学専攻の修士課程又は博士後期課程に入学し、引き続き在学する者については、平成２７年４月１日から同研究科メディカル情報生命専攻の当該課程に所属するものと

する。

2　平成２７年３月３１日以前に新領域創成科学研究科メディカルゲノム専攻又は情報生命科学専攻に入学した大学院研究生で、引き続き在学する者については、前項の規定を準用する。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２８年６月２３日から施行する。

附　則

この規則は、平成３１年３月２２日から施行する。

附　則

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行し、平成３１年４月１日から適用する。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年１月２９日から施行する。

別表

沿革

東京大学大学院学則
体系情報

□第３編　学務
　▽第２章　大学院

沿革情報

◆昭和２８年０３月１７日　　評議会可決
◇昭和２８年１０月２０日
◇昭和２９年１０月１９日
◇昭和３０年１２月２０日
◇昭和３１年０４月２４日
◇昭和３１年１１月２０日
◇昭和３３年０３月１８日
◇昭和３３年０９月１６日
◇昭和３３年１０月２１日
◇昭和３６年０３月１４日
◇昭和３７年０３月２０日
◇昭和３７年０６月１９日
◇昭和３８年０４月２３日
◇昭和３９年０１月２１日
◇昭和３９年０３月１７日
◇昭和４０年０４月０１日
◇昭和４１年０４月０１日
◇昭和４２年０４月０１日
◇昭和４４年０４月２２日
◇昭和４４年１１月１８日
◇昭和４５年０４月２１日
◇昭和４７年０４月０１日
◇昭和４７年０４月１８日
◇昭和４７年０５月２３日
◇昭和４７年０９月１９日
◇昭和４８年０３月２０日

◇昭和４９年０４月１６日
◇昭和５０年０６月２４日
◇昭和５０年１０月２１日
◇昭和５１年０４月２７日
◇昭和５２年０４月０１日
◇昭和５４年０４月０１日
◇昭和５４年０４月１７日
◇昭和５５年０４月０１日
◇昭和５５年０４月１５日
◇昭和５６年０４月０１日
◇昭和５７年０６月１５日
◇昭和５７年１１月２６日
◇昭和５８年０４月１９日
◇昭和５９年０４月０１日
◇昭和６０年０４月０５日
◇昭和６２年０４月０１日
◇昭和６２年０４月２１日
◇昭和６３年０４月１９日
◇平成０１年０９月２７日
◇平成０２年０４月０１日
◇平成０２年０４月１７日
◇平成０２年１２月１８日
◇平成０３年０４月０１日
◇平成０３年０７月０９日
◇平成０３年０９月１７日
◇平成０４年０４月０１日
◇平成０４年１０月０１日
◇平成０５年０４月０１日
◇平成０６年０４月１９日
◇平成０６年１２月１３日
◇平成０７年０４月０１日
◇平成０７年０９月１９日
◇平成０８年０３月１９日
◇平成０８年０７月０９日
◇平成０９年０４月０１日
◇平成１０年０４月２１日

◇平成１１年０４月０１日
◇平成１１年０９月２１日
◇平成１２年０３月２１日
◇平成１２年０９月１９日
◇平成１３年０４月０１日
◇平成１３年０７月１０日
◇平成１３年０９月１８日
◇平成１４年０２月１９日
◇平成１４年１１月１９日
◇平成１５年０２月１８日
◇平成１６年０３月３０日
◇平成１６年１２月０７日
◇平成１７年０３月１７日
◇平成１７年０４月２６日
◇平成１７年０６月２４日
◇平成１８年０１月３０日
◇平成１８年０３月１７日
◇平成１９年０３月２２日
◇平成１９年０９月２７日
◇平成２０年０３月２５日
◇平成２１年０３月２６日
◇平成２２年０３月２５日
◇平成２２年０９月３０日
◇平成２３年０３月２８日
◇平成２３年１１月２９日
◇平成２４年０３月２９日
◇平成２４年０６月２８日
◇平成２４年０９月２７日
◇平成２６年０３月２７日
◇平成２７年０１月２９日
◇平成２７年０３月２６日
◇平成２８年０３月２３日
◇平成２８年０６月２３日
◇平成３０年１１月２９日
◇平成３１年０３月２２日
◇令和０２年０３月２６日

◇令和０３年０３月１８日
◇令和０４年０３月２４日
◇令和０６年０３月２１日
◇令和０７年０３月２７日
◇令和０８年０１月２９日
◇令和０８年０３月１９日